

1 サービスの向上について

2 施設の維持管理

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

利用者の安全・安心を担保した上で、利用者サービス、利用者満足度の維持・向上が目指せるものと考えております。

維持修繕を行うに当たっては、事業主体である県の意向や予算、指定管理者が管理する収支状況など、それぞれの側面から協議・検討し、合理的な計画・スケジュールを立案して進めて行くとともに、更なる維持修繕への対応の原資となるよう、指定管理業務全体での収支の向上、利用料収入の増大を図れるよう、努力してまいります。

規模の大きな修理、災害に関しては、事前対策や事前予測を十分に行い、維持修繕費の過大な支出とならぬよう、県と調整を図り対応してまいります。



(イ) 施設・設備の維持管理業務の取り組みについて

施設・設備の保守管理は、日常及び定期的な点検、そして修繕計画を立案し実行することで、良好な状態での施設の維持保全に繋がるものと弊社は考えております。

特に経年劣化しやすい浴室などの水廻り、ボイラーなどの設備機器、また火を使う野外炊事設備などは、相応の予算を計上し修繕に備えると同時に、日常の点検や、小破修繕をこまめに行うことで、大規模修繕のサイクルを伸ばすような保守管理を実施します。

日常の施設・設備の保守管理については、点検マニュアルのもと職員が実施しますが、ボイラー・電気・消防設備等の機械設備については、多くが法定点検や専門技術を必要とする業務のため、それぞれの専門業者へ点検を委託し、それにより不備箇所を抽出することとします。

また、日常の点検の他にも、日々の各設備起動時や利用者清掃後の補完清掃の際に、設備・機器類の状態に気を配ることで、普段とは違う挙動（異常・不備）をいち早く察知し、大きな修繕に至らないよう対応します。

1 サービスの向上について

2 施設の維持管理

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) 敷地内工作物の維持管理業務の取り組みについて

屋外の工作物は、風雨にさらされることで、経年劣化が早く、室内のものより早期に修繕を必要とするものが中心となります。まずは、劣化防止の対策をこまめに行うことを維持管理方針とし、塗装や補修などの手間をかけることで、大規模修繕や更新と判断される前に工作物の寿命を延ばします。

そのため、敷地内工作物の維持管理業務については、施設・設備と同様に、点検マニュアルのもと、職員が村内巡回時に点検を行ない、法定点検や技術を必要とする業務は専門業者へ委託し点検を行います。

(エ) 備品等管理業務の取り組みについて

弊社は、施設の備品は公共の共有財産であり、誰もが気持ち良く安全・安心に使用できるような備品の管理を日常的に行ってまいりました。今後も引き続き、県民の大事な共有財産である備品を大切に扱うよう、職員及び利用者に対しても周知し、管理業務に努めてまいります。

●全ての備品のリスト化

- ・ 県有備品、貸し出し備品等を種別に分類します。
- ・ 品名、型式、数量を記載します。
- ・ 備え付けの部屋、施設、保管場所を記載します。

●日常の管理の内容

■使用、貸し出し物品について

- ・ 貸し出し時の口頭説明により、利用者に対し物品の取り扱いの注意事項を周知します。
- ・ 使用、貸し出しの際は、物品・鍵貸出確認票により確認をします。
- ・ 日々物品の機能性等の不具合、破損があるか否か等を確認します。
- ・ 必ず決められた場所へ保管・返却をします。

■保管・管理について

- ・ 保管場所の整理整頓を心掛けます。
- ・ 写真光学機器、オーディオ関連機器類等は保管方法等に充分注意します。

■破損・不足について

- ・ 修繕すると共に、必要に応じて適宜補充します。
- ・ 利用者からの要望等に応じて、新規購入を検討します。

1 サービスの向上について

2 施設の維持管理

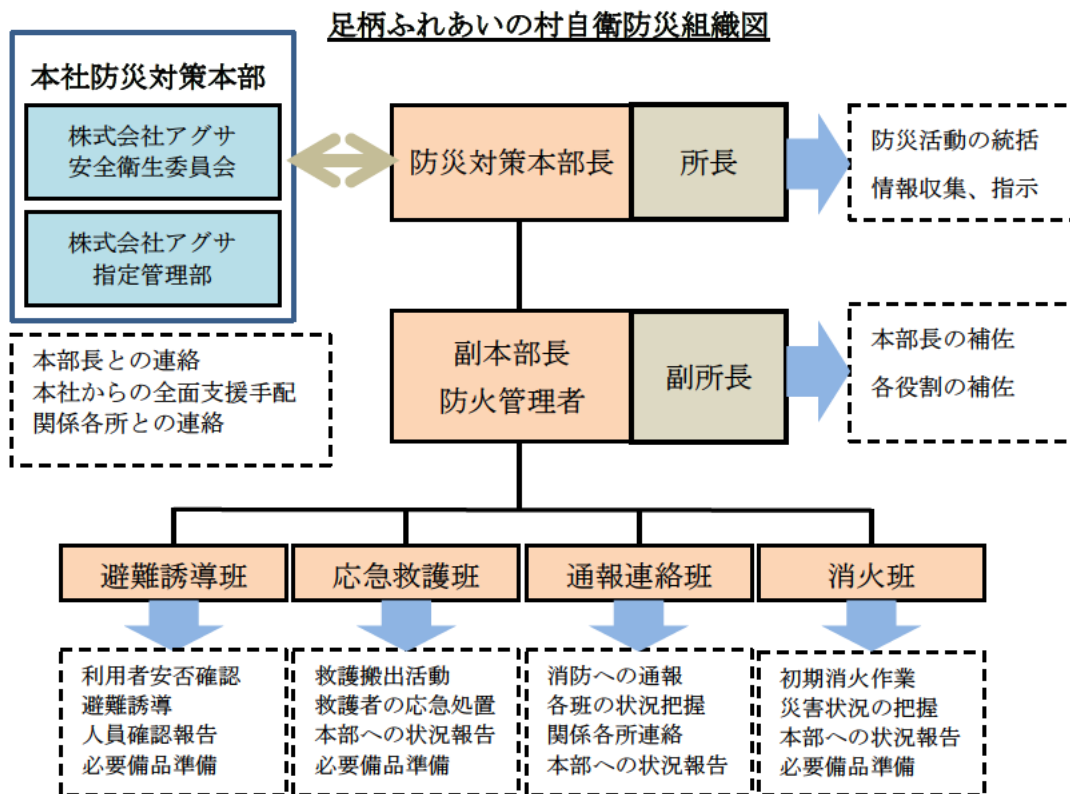
(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 防災・防犯等の安全対策についての実施方針

(ア) 自衛組織の編成及び訓練について

足柄ふれあいの村のスタッフは、毎朝の日常点検巡視後の朝礼において当日の利用客情報や作業予定、及び巡視状況を共有し、安全意識を高めます。

また、弊社防災対策本部との連携・支援のもと、足柄ふれあいの村所長を防災対策本部長として、足柄ふれあいの村自衛防災組織を設置します。



弊社で実施している防災・防犯訓練を、足柄ふれあいの村にも適用し、実際に想定した、本社との連携による防犯・防災訓練を定期的の実施します。



防災（総合）訓練



防犯研修



防災訓練

1 サービスの向上について

2 施設の維持管理

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

訓練内容	回数
弊社が実施する防災訓練への参加	年1回
弊社が実施する防犯研修への参加 →・不審者への確認や対応の訓練 ・犯人への初期対応と警察への通報 (松田警察署に講師・訓練を依頼)	随時
足柄ふれあいの村内にて防災訓練の実施 →・火災発生時の通報、場内告知訓練、初期消火訓練 ・大規模地震、火山噴火発生時の利用者の避難訓練 ・救出及び救護訓練 (小田原消防本部足柄消防署に講評等を依頼)	年1回
小田原・あしがら防火安全協会主催の防災訓練への参加 →・初期消火訓練 ・震災時救出訓練 等	年1回
防災備品及び装備の点検	年2回
神奈川シェイクアウトへの参加	年1回

(イ) 安全対策・危機管理マニュアルの策定について

弊社は、利用者及び現場スタッフの安全と、施設の保全を目的とした、危機管理マニュアルを策定しております。この危機管理マニュアルを次の通り細分化し、各安全対策マニュアルとして整備し、都度内容を精査し更新を行います。

足柄ふれあいの村安全対策マニュアル

防災マニュアル

火災予防消火対策
暴風雨時の対策
利用者避難誘導
など

防犯マニュアル

不審者への対応
犯罪発生時対応
利用者安全確保
など

安全衛生 マニュアル

施設の衛生対策
利用者健康確認
熱中症防止対策
など

1 サービスの向上について

2 施設の維持管理

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

●足柄ふれあいの村の夜間宿直体制は、業務計画書を作成し、実施します。

■業務計画書

業務内容	夜間及び休所日の対応		
	曜日	担当時間	配置人員
宿直担当時間 及び配置人員	平日	自 17:00 至 翌 08:30	15.5h
		自 08:30 至 翌 08:30	24h
	休所日	自 17:00 至 翌 08:30	15.5h
		自 08:30 至 翌 17:00	15.5h

主な業務・作業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入退村に基づく施設への出入り管理 2. 敷地内および建物内の巡回(3回/日以上、無線を携行) 3. 火災の早期発見と初期消火活動及び通報 4. タバコの吸殻及び未処理灰皿の消火確認と安全確保 5. 消防設備・消火器等設置状況の点検と障害物の除去 6. 施錠すべき箇所の施錠確認 7. 潜伏者・徘徊者・不審者の点検及び異常時の連絡 8. 鍵の放置確認 9. 照明設備等の運転・停止 10. 宿直・巡回日誌の作成と保管 11. 入浴に関する管理
-----------	---

宿直 A 日誌		所長	副所長	副所長
令和 年 月 日 () 天候 () 勤務者 印				
◆巡回記録 (【異常あり】の場合は「発生場所」に詳細を記入)				
巡回時間	火災点検	施設確認	貯水確認	その他点検事項
17:30~19:00	異常なし/あり	異常なし/あり	異常なし/あり	特
21:30~23:00	異常なし/あり	異常なし/あり	—	特
5:00~6:30	異常なし/あり	異常なし/あり	異常なし/あり	特
◆炊事場・広場防火確認				
利用	利用団体名	火災異常	利用	利用団体名
第一 炊事場	あり	無し	火災異常	あり
第二 炊事場	あり	無し	火災異常	あり
第三 炊事場	あり	無し	火災異常	あり
炊事	あり	無し	火災異常	あり
工作	あり	無し	火災異常	あり
◆毎日業務・巡回業務				
施設・周辺・村談	実施	実施	実施	実施
そよかぜ門扉	実施	実施	実施	実施
駐車場出入口	実施	実施	実施	実施
工作	実施	実施	実施	実施
炊事工作機 作業	実施	実施	実施	実施
備 考	実施	実施	実施	実施
管 理 係	実施	実施	実施	実施
◆特記事項/研修・整備報告				

宿直 B 日誌		所長	副所長	副所長
令和 年 月 日 () 天候 () 勤務者 印				
◆收受文書・物品等				
種 別	数 量	受付時刻・搬出入		
郵便物	件			
宅配便(メール便)	件			
ファックス	件			
	件			
◆前日業務・巡回業務				
ボイラー	停止	<備考> ※異常発生に注意		
加温ポンプ停止	：	<input type="checkbox"/> 異常なし		
ろ過ポンプ停止	：	<input type="checkbox"/> 異常あり		
男子 温水バルブ停止	：			
女子 浴槽の逆流排水	：			
男子 温水バルブ停止	：			
女子 浴槽の逆流排水	：			
換気装置温度等測定結果				
月 日	<特記事項>			
男子風温 () mg/℃	℃			
女子風温 () mg/℃	℃			
ヘアーキャッチャー汚濁総量確認				
月 日				
男子	女子			
バルブ(調)①②	バルブ(調)①②	<input type="checkbox"/>		
バルブ(調)③	バルブ(調)③	<input type="checkbox"/>		

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

足柄ふれあいの村における自然体験活動の根幹としては、足柄ふれあいの村の利用者が自然や人と関わる活動を行うことにより、五感を通して何かを感じ、考え、学ぶことと考えております。

事業の実施にあたっては、すべての利用者がこれらのことを実現するために足柄ふれあいの村を利用するものということを前提に事業運営を行うこととします。

次に足柄ふれあいの村としては、施設を利用する家族やグループ、学校や社会教育団体、企業などさまざまな利用者・利用団体がそれぞれの目的を実現する為に足柄ふれあい村を利用するものであることを理解し、利用者・利用団体の人数規模にかかわらず、公平・公正な視点を持って事業運営を行うこととします。

また、年間を通して足柄ふれあいの村を訪れる利用者に対して、神奈川県教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン～心ふれあう しなやかな 人づくり～」に基づき、「生涯にわたる自分づくり」「生涯を通じた人づくり」の実践の場として機能するよう努めてまいります。

ア 年間を通じより多くの利用を図るために実施する自然体験活動事業の実施方針、内容等

(ア) 足柄ふれあいの村の立地条件を活かした自然体験活動事業の展開

●森に囲まれたコンパクトな施設

7.2ヘクタールというコンパクトな野外活動施設ということ踏まえ、目の行き届く範囲の中で自然体験活動の主だった活動を展開できることは、施設の大きな強みとしてとらえることができると考えます。

●基礎的な生活体験

施設内に点在するコテージタイプの宿泊形態を活かし、それぞれの宿泊室で独立したキャンプ生活と、自主運営による自主活動を展開して頂きます。

●多様なプログラム展開

限られた施設エリアではあるものの、多様な角度からみることで、野外ゲーム・野外レクリエーション・野外スポーツのエリアや、森や緑を感じることのできる自然観察のエリアとして活動が展開できます。また、モノづくりやクラフトなどの創作活動の拠点、屋内施設やコテージなども活用しながらの研修活動・合宿活動なども十分に展開することができます。



1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

●野外炊事

「キャンプ＝カレーライス」といったステレオタイプの野外炊事ではなく、ピザ作りやパン作りなど多彩な野外炊事メニューを用意するとともに、利用者のニーズに合わせたオリジナルメニューにも対応するなど、弊社の関連企業による食堂運営であるからこそそのフットワークを生かしたプログラム展開が可能です。

●森でつながる周辺施設・エリア

足柄ふれあいの村単体としては7.2ヘクタールのみ活動エリアとなりますが、近接する「足柄森林公園丸太の森」「森の空中あそびパカブ」「おんり～ゆ～」、野外研修施設「PAA21」、日常より関わりのある「広町自治会・大雄町自治会」、開創600年以上となる古刹「最乗寺」、さらには、箱根外輪山の一峰となる「明神ヶ岳」といった施設やエリアが全て徒歩圏内での活動範囲と言うこともできます。

これら一帯のエリアを改めて調査するとともに、プログラム化・マニュアル化することで、より多彩な活動を実施展開することが可能となります。

●足柄平野

足柄ふれあいの村を利用する学校団体の多くが貸切バス利用であることを考えると、南足柄市内にある「県立21世紀の森」、大井町に新設された「ビオトピア」、小田原にある「県立地球博物館」なども活動エリアとして申し分のない施設であり、その他、近隣市町のスポーツ施設や運動施設などを活用することでスポーツ合宿などによる利用も可能です。

また、箱根ジオパークなども活動の素材としてはあるものの、プログラムとして十分活用できていない状況もあり、今後、調査研究を進めてまいります。

(イ) 利用者層について

●学校利用

年間延べ利用者数の約40%が県内小中学校の利用であり、その多くが継続的に県立足柄ふれあいの村を利用されております。

国立青少年教育機構の「小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査（平成31年4月）」報告書では、「集団生活活動の成果」として「学年や学校への所属感や連帯感」「人間関係の構築」などの点で優位性があると報告されております。

一方、自然体験活動の実施にあたっては、「参加児童生徒の身体的な不安」「活動中における事故」「引率者側の引率体制」などの面で大きなリスクや不安を抱えての実施となっていることも併せて報告されております。

これまでの学校活動における施設利用をふりかえると、継続的に施設を利用いただいているということは、学校側の活動内容における優位性を効果的に引き出すことを優先した利用者対応を心掛け、学校側が想定するリスクや不安などを軽減させるような施設経営・運営を行って

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

きたことの積み重ねの結果ではないかと考えております。

近年、天災人災を問わず、誰もが予期しない事象が続いてはおりますが、まずは利用者の安心・安全を第一とした運営を心掛け、年間を通した利用者の獲得に努めたいと考えてます。

●社会教育団体・スポーツ団体

学校団体の利用の次に利用として多い利用形態としては、社会教育団体などの行事による利用や、スポーツ団体などの合宿利用が挙げられます。

社会教育団体の利用については、学校団体と同様に様々な利用の目的を掲げていることもあり、足柄ふれあいの村で活動を行うことにより、利用の目的を効果的に達成させることができることが大きな利点なのではないかと考えます。

スポーツ団体については、足柄ふれあいの村内にグラウンドや体育館といったスポーツ施設を兼ね備えていないために利用しづらい面もありますが、日中は近隣の体育施設での練習や大会を行い、夕方以降の宿泊施設として、足柄ふれあいの村を利用される団体も増えてきております。

今後は、近隣市町の運動施設・体育施設の利用団体などをリサーチし、合宿施設としての利用促進なども行ってまいりたいと考えます。

●家族・小グループ

足柄ふれあいの村での家族・小グループによる利用については、手軽に野外体験・アウトドア体験に取り組むことができることもあり、例年、一定数の利用を頂いております。

そこで、家族・小グループに対しても、学校団体などと同様に、カレー作りやバーベキューなどの野外炊事プログラム、クラフトプログラム、自然観察プログラムなどを手軽に取り組めるようなプログラムとして提供するとともに、四季折々の里山を体験してもらうべく、近隣の農家の方々にご協力いただき、梅の実やブルーベリー、さつまいもやミカンなどの収穫体験、マスのつかみ取り体験なども実施しており、利用者からは好評価をいただいております。

さらに毎月第一日曜日には、県のファミリーコミュニケーションの日として当日参加が可能な自然観察会やクラフト教室を実施し、ご家族や小グループの方々にご参加をいただいております。

今後も、スタッフの創意工夫により新規プログラムの開発や既存プログラムの見直しなどを行いながら、多くの方々が自然に親しめるよう工夫してまいります。



1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

(ウ) 利用時期について

利用者の傾向やニーズは、利用時期によっても異なりますので、季節ごとの大きな傾向をとらえながら、利用者対応に努めます。

●春～初夏

4月前半は県内の高等学校による新1年生を対象としたオリエンテーション合宿や企業などの新採用研修としての合宿、ゴールデンウィークとなる4月後半から5月上旬には家族・小グループなどの宿泊利用やスポーツ団体や社会教育団体の合宿、5月中旬からは小学校を中心とした自然教室・校外学習の利用が続きます。

連日、様々な利用者が施設を訪れることから、まずは全ての利用者・利用団体が個々に計画している活動を、安全で安心して実施できるように、さらに利用者間や団体間で活動の重複やトラブルなどが生じないように努めてまいります。

また、様々な希望や要望に対しても、施設として応えられる範囲のなかで最大限の対応ができるよう心がけます。

●夏

春から初夏の利用に引き続く形で夏休みの利用へと移ります。

夏休み時期になると、家族単位での少人数での利用から、子ども会や社会教育やスポーツ関連の団体に至るまで多様な人数規模の利用が重なる時期となります。

春から初夏のシーズンと比べると利用者数も利用団体数も大きく上回ることから、より細心の注意を払って利用者の受け入れを行っていくこととします。

一方でここ数年、異常なほどともいえる夏の暑さにより、利用者の足が遠のく傾向が見られます。

令和元年からは弊社による施設内の全宿泊室並びに、食堂ホールにエアコンを設置し、利用者がより快適に過ごせるような施設ハード面での環境を整えました。これらをもつ施設のPRポイントとして利用者増へ繋げていきたいと考えます。



1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

●秋

夏休み明けとなる9月前半は、利用者の足が遠のきますが、気候が安定し始める9月後半から11月前半にかけては学校利用、とりわけ養護学校や特別支援学校などの利用が増える時期にもなります。

障害のある・ないに係らず誰もが安心して自然体験活動に取り組み、生涯にわたる「自分づくり」「人づくり」につながる良質な体験を提供し続けたいと考えております。

●冬

これまでも12月から翌3月上旬までの期間については利用者数が伸び悩んでおり、考える利用者層や利用団体に対して、PR活動を行ってまいりました。

今後もこれらの取り組みは引き続いて展開していくとともに、より一層の広報活動・PR活動・情報発信などに努めてまいります。

また、冬季の利用促進や利用活性化にむけて、冬季における主催事業や不登校対策事業を更に充実・実践してまいります。

(エ) 利用形態について

足柄ふれあいの村をご利用される多くは1泊2日ではありますが、夏休みなどの長期休みになると2泊・3泊といった利用が少しずつ増えてまいります。

今後、2泊・3泊のご利用を増やすには、活動するにあたってのコンテンツをこれまで以上に用意する必要があると考えます。利用者のニーズを的確に捉え、ニーズに相応しい多様なプログラム提供ができる環境を整えてまいります。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

イ 学校教育における自然体験活動事業の推進に向けた考え方

自然体験活動を行う中には、「たくましく生きる」「思いやる力」「社会にかかわる力」を育成する要素が数多く含まれております。

自然の中で野外炊事やキャンプファイヤー、自然観察等を楽しく円滑に行うには、他者を尊重し思いやる必要があるとともに、自立した行動がとれることも重要であることを児童・生徒に伝えていきたいと考えております。

また、教職員に対しては、自然体験活動が安全・円滑に進められるよう、プログラムづくりの準備段階から足柄ふれあいの村職員が関わりを持って指導・助言するとともに、他校での成功事例等を紹介して幅が広く内容の濃い活動となるよう支援してまいります。

このほか、年間延べ利用者数の約4割を占める小中学校の宿泊自然体験活動については、前述のとおり、まずは施設を使用するにあたっての安全・安心の確保を最優先に考える必要があると考えます。独立行政法人国立青少年教育振興機構による「小中学校の集団宿泊活動に関する全国調査」報告書（平成31年4月）によると、集団宿泊活動を計画・実施する際の教職員が感じる不安事項の中で最も高い回答があったものとして「児童生徒の身体的な不安（病気・体調不良・アレルギー等）」「活動時の怪我や事故」「特別な配慮を要する児童生徒への対応（身体的な障がいや精神的な障がい）」といった報告がされております。

日常とは異なる環境の中での活動ということもあり、まずは児童生徒ならびに引率者が身体的にも精神的にも負荷のかかる自然体験活動を安全かつ効果的に運営できるよう、万全の支援体制を整えていく必要があると考えます。

(ア) 足柄ふれあいの村で活動する学校への支援

●良質な体験活動の機会創出

足柄ふれあいの村で実施する自然体験活動は神奈川県教育の総合的な指針となる、「かながわ教育ビジョン～心ふれあう しなやかな 人づくり～」の原点となるものと考えます。

県下の小中高等学校、特別支援学校等が、学校活動の一環として、足柄ふれあいの村を舞台に「意図的・計画的」に実施する自然体験活動が、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには効果的な活動であることを理解するとともに、それぞれの学校が実施する活動に対しては、これまでに足柄ふれあいの村を利用された学校団体の受け入れ対応で培った経験やノウハウを活かしながら、プログラム相談や活動支援にあたります。

また、それぞれの学校が目指そうとする「自分づくり」「人づくり」に相応しいと思われる、自然体験活動の提供や提案、さらには新規プログラム開発などにも努めてまいります。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

●基礎・基本となるような体験の効果的な提供

子どもたちの直接的な体験や経験不足が問題視されるなかで、足柄ふれあいの村で実施される活動の本質となる部分は、足柄ふれあいの村が開所してから30年近く経つ中で、いまだ変わらぬものではないかと考えます。

まずは、子どもたち自身が手足を動かし、汗を流さなければ得ることのできない「直接体験」。次に、様々な活動を通して仲間や友人と一緒にいることの嬉しさや喜びを味わうことができる「他者との協力体験」と考えます。

また、自然の中での活動を通じて、人の手では作り出すことのできない美しさや優しさ、ときに圧倒的な強さや我々の想像を超える恐怖を感じさせてくれる「自然の偉大さ」なども体験することができます。

こういった体験が、一生涯にわたってかけがえのないものとなるよう、プログラムの工夫を行ってまいります。

●いじめ・不登校等の教育課題に対応した自然体験活動について

足柄ふれあいの村で実施する自然体験活動は、いじめ・不登校等の教育課題の解決の一つのアプローチとして、また、いじめや不登校などの未然防止にも有効なものではないかと考えます。

神奈川県不登校対策自然対策事業（以下「きんたろうキャンプ」）での実績を踏まえると、様々な教育課題を抱える子どもたちに対しては、まずは自然体験活動を楽しむことに軸を置いた活動を提供するとともに、それらの活動を通して様々な活動や分野への興味や関心を高めること、さらには基本的なコミュニケーション能力や生活習慣を身に付けることができるものと考えます。

また、いじめに関する問題としては、いじめを生み出す要因として「人間関係を上手く築けないこと」「規範意識が欠けていること」「気持ちや感情を抑制できないこと」などが関係するのではないかと考えます。

このような課題に対しては、まずは日常から離れ、ゆったりとした自然環境の中で人や自然と繋がりを築いていくこと、そのような体験の中から改めて日常を振り返り、見つめなおしていくことが、いじめや不登校等の未然防止対策としては有効な活動になりうるものと考えております。



1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

(イ) きんたろうキャンプの目的

きんたろうキャンプについては、神奈川県の不登校対策の一環として実施するものであり、不登校状態にある、あるいは学校を休みがちな児童・生徒を対象に、日常を離れ、豊かな自然環境の中で様々な体験活動を行うことにより、

- ①. 自然体験による心身のリフレッシュ
- ②. 自主性・自律性の改善・向上
- ③. 対人関係能力の改善・向上

など、参加した児童・生徒の生き生きとした日常生活へ向けての動機づけ、社会的自立や学校生活の再開へつなげるためのきっかけ作りの場を提供します。

また、参加児童・生徒の保護者に対しても、

- ①. 自然体験活動を通じた心身のリフレッシュの機会を提供
- ②. 臨床心理士・公認心理士や不登校問題に関する有識者などを交えての保護者相談・教育相談や保護者向け学習会
- ③. 参加児童・生徒の保護者相互による保護者交流会や情報交換会などの場を設け、保護者への支援にも努めてまいります。

(ウ) きんたろうキャンプの内容

本事業は、一般公募による「きんたろうキャンプ」と、県内の教育支援センターとの連携による「ふれあいキャンプ」の2事業を柱に実施します。

【参考】平成28年度～平成31年度/令和元年度 事業実績

対 象		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31年度 /令和元年度
一般公募	子ども	8事業 39名	8事業 65名	8事業 52名	9事業 48名
	親子	12事業 174名	13事業 254名	13事業 266名	12事業 190名
教育支援 センター対象	ふれあい	7事業 105名	6事業 103名	7事業 96名	6事業 75名
	教室支援	4事業 172名	8事業 182名	8事業 147名	11事業 182名

●「きんたろうキャンプ」(一般公募型プログラム)

「きんたろうキャンプ」では、更に参加形態を「子ども対象」「親子対象」の2形態を設け、事業目的の実現にむけた取り組みを行います。

【参考】「きんたろうキャンプ」展開について

きんたろうキャンプ 一般公募型プログラム	子ども対象：1泊2日～4泊5日
	親子対象：日帰り～2泊3日

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

●「子ども対象」

原則として県内に在住する小・中学校の児童・生徒で不登校状態にある、あるいは学校を休みがちな状態にある者とします。

なお、参加定員枠に余裕がある場合には、県外在住からの参加希望・受け入れについても柔軟に対応します。

また、当該事業の卒業生や当該事業の趣旨への理解を頂いた方については、高等学校の生徒も参加を受け入れていくこととします。

■展開

令和3年度については年間を通じて11本のキャンププログラムを展開し、短いもので1泊2日より中長期のものとしては4泊5日のキャンププログラムを予定します。

【参考】令和3年度の予定

形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1泊		●	●			●			●			●
2泊				●								
3泊							●			●		
4泊					●			●			●	

■内容

1泊～2泊のキャンププログラムでは、足柄ふれあいの村での宿泊を伴う体験活動を通し、参加者自身の自立や規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、集団生活への適応や社会的自立など、社会や人間関係のなかで自らと他者との関係を調整していく能力を身に付けることができるよう働きかけてまいります。

3泊～4泊のキャンププログラムでは、身近の自立や規則正しい生活を身に付けていくことはもちろんのこと、より豊かでより困難な自然環境の下での冒険要素の強い活動や、1回のキャンプの中で1つの課題に集中して取り組むようなプロジェクト色の濃い活動を展開する中で、困難さに立ち向かうこと、仲間と共同で物事に取り組み成し遂げていくこと、自身の自己肯定感や自己有用感を高め、自らの成長へ繋げられるように努めます。

【参考】キャンプの内容について

形態	キャンプの狙い
1泊～2泊	参加者の自立・集団生活への適応・社会的自立、社会や人間関係の中で他者との関係を調整する能力の獲得
3泊～4泊	困難さへの挑戦や仲間との共同・協力を通して、自らの自己肯定感や自己有用感を高め、自身の成長に繋げる

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

なお、子ども対象のキャンプについて、実施期間が長期になると平日開催になることもありますが、その場合には「令和元年10月の文部科学省初等中等局長からの『不登校児童生徒への支援の在り方について（通達）』」に従って、キャンプに参加する児童・生徒の在籍校とも連絡を取り、キャンプへの参加を、指導要録上の出席扱いとして認めてもらうよう働きかけることとします。

さらに今後5年間の事業展開の中で、10泊程度の長期キャンプ、さらには2週間以上の寄宿型プログラムの企画運営に取り組み、社会参加型・地域貢献型プログラムや職業体験プログラムなど、文字通り、社会的自立に向けた実践的な取り組みも行いたいと考えます。

【参考】長期プログラム・寄宿型プログラムの企画検討について

実施年度	実施計画
令和3年度	長期プログラム・寄宿型プログラムに向けた調査・検討
令和4年度	長期プログラム（7日間）の実施
令和5年度	長期プログラム（10日間）の実施
令和6年度	寄宿型プログラム（2週間）の実施
令和7年度	寄宿型プログラム（2週間以上）の実施

●「親子対象」

原則として県内に在住する小・中学校の児童・生徒で不登校状態にある、あるいは学校を休みがちな状態にある者とその保護者やその家族とします。

また、参加者の状況によっては保護者のみによる参加なども対応します。

なお、参加定員枠に余裕がある場合には、県外在住からの参加希望・受け入れについても柔軟に対応します。

■展開

「親子対象」の事業については不登校対策自然体験活動事業の入り口的な位置付けとし、日帰りプログラムならびに1泊2日プログラムを、通年を通して定期的に開催します。

その中で、事業対象となる児童・生徒については、「親子対象」事業をきっかけに、「子ども対象」事業への参加につながるような関係性作り、保護者に対しては「子ども対象事業」の説明や理解を促すとともに、スタッフとの信頼関係を築くことを目指してまいります。

【参考】令和3年度の予定

形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日帰	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1泊		●		●		●		●			●	
2泊							●					

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

■内容

不登校状況ならびに学校を休みがちな生徒・児童にとって「キャンプ＝日常とは異なる活動」に参加することは、興味や楽しさを感じる活動である反面、「知らない場所」「知らない人」「見通しのつかない活動」ということもあり、非常にストレスの高い活動でもあります。

そこで、まずは児童・生徒が興味関心を感じるような多様な活動を展開するとともに、保護者から事業への参加申込みを頂いた際には単に受付事務を行うのではなく、児童・生徒の日常の様子や趣味嗜好、保護者の希望や要望などを尋ねながら、児童・生徒ひとり一人について十分な把握に努め、実際のキャンプの企画運営に反映させてまいります。

【参考】平成28年度～令和2年度 主な活動内容

形態	活動内容
日帰	野外炊事・ヨット乗船体験・大学生体験（実習・実験プログラム） 農作業体験・動物とのふれあい体験 外あそび（集団遊び・軽スポーツ・アスレチック遊びなど）
一泊	野外炊事・収穫体験・各種クラフト体験・自然散策 外あそび（集団遊び・軽スポーツ・たき火・水遊び） 室内あそび（室内レクリエーションゲーム・カードゲーム・おしゃべりなど）

日帰りプログラムについては、足柄ふれあいの村が県の西部に位置し、交通面でのアクセスや自宅から開催地までの距離が参加にあたっての障壁になるとの声がアンケートなどで挙げられていました。

それらの事をふまえ、この4年間の運営の中で、拠点となる足柄ふれあいの村だけでの開催にとどまらず、様々な施設や機関の協力を得て、県内の様々な場所で事業を展開してきました。今後も当該事業を必要とする方が、これまで以上に気軽に参加できるような環境づくりに努めます。

【参考】平成28年度～令和2年度 県内での日帰りプログラムの実施例

活動内容	実施会場
日帰りの野外活動	横浜市・川崎市・藤沢市・厚木市 市営の野外活動施設を会場とした野外炊事体験
日帰りの体験プログラム	ヨット乗船体験（藤沢市・横須賀市） 1日大学生体験（横浜市金沢区） 農業体験（三浦市） 動物とのふれあい体験（厚木市）

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

保護者向け支援としては、様々な活動を楽しんでもらうことはもちろんのこと、県スクールカウンセラー協会より、きんたろうキャンプ専任となる公認心理士を派遣していただき、保護者交流会の際のファシリテーションや個別相談の実施などを定期的に行います。

さらに、保護者のニーズを聞き取りながら、専門的な情報提供や指導を行っていただける講師を招き、保護者自身の学習や知識習得の場、保護者相互の情報交換や意見交換などを通してともに助け合い、支え合いあえるような機会、保護者自身のリフレッシュの機会づくりにも努めます。

【参考】平成28年度～令和2年度 キャンプ中の保護者支援について

形態	支援の内容
日 帰	保護者相互の意見交換や情報交換 公認心理士（臨床心理士）との心理相談・教育相談
宿 泊	外部講師を招いての学習や知識習得 心理相談、学習・進学相談、ゲーム依存について学習会、 保護者自身の心身のリフレッシュ 各種クラフト、スイーツづくりやコーヒータイム、 ヨガ・ストレッチ体験、ノルディックウォーク

● 「ふれあいキャンプ」「教室支援」（教育支援センターとの連携業務）

県内の教育支援センター（適応指導教室）との連携事業としては、足柄ふれあいの村を会場とした「ふれあいキャンプ（日帰り及び宿泊）」、並びに教育支援センターが任意に設定する施設などで活動を展開する「教室支援」、これら2つの運営形態により実施することとします。

【参考】「ふれあいキャンプ」「教室支援」について

活動の名称	内容
ふれあいキャンプ	教育支援センターが足柄ふれあいの村で実施する野外活動・各種活動の指導運営
教室支援	教育支援センターの指定する場所で実施する各種活動への支援協力

● 「ふれあいキャンプ」

■ 内容

県内の教育支援センター（適応指導教室）を対象とした日帰りキャンプ並びに宿泊キャンプとし、教育支援センターと連絡を取りながら、オーダーメイドでキャンプの企画から運営までを足柄ふれあいの村を会場に実施してまいります。

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

●「教室支援」

■内容

足柄ふれあいの村の主催事業や不登校対策自然体験活動事業で実施しているプログラムの一部を教育支援センター（適応指導教室）の日々の教室活動に取り入れて実施します。

また、複数の教育支援センターによる合同プログラム実施時に不登校対策事業スタッフが多彩なプログラムを提供することにより、教育支援センターの教室活動をサポートします。

【参考】平成28年度～令和2年度 教室支援での活動例

活動の名称	内容
交流支援	複数の教育支援センターが集まる行事での、交流ゲームの運営
活動支援	各教室での活動体験 クラフト・軽スポーツなどのプログラム提供 各教室が実施する宿泊キャンプ・日帰り野外活動の支援 炊事指導・カヌーカヤック体験の補助・クラフト指導、軽スポーツ指導
キャンプ支援	「ふれあいキャンプ」の参加にむけての事前オリエンテーション

●広報業務

年度ごとに事業案内資料を作成し、県内の小中学校や不登校事業に関連する機関や窓口に送付するとともに、情報を必要とする方がいる場合には郵送などで送付を行うこととします。

また、足柄ふれあいの村で用意するホームページ内にも、不登校対策事業に関する専用ページを用意し、情報発信に努めます。

さらに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した広報活動、県教育委員会などが実施する不登校相談会や県内のフリースクール・フリースペースなどとはフェイス・トゥ・フェイスの関係を築きながら、様々な角度より広報活動を進めることとします。

●職員の配置

不登校事業の実施にあたっては、足柄ふれあいの村内に不登校対策自然体験活動事業に関する専従職員を配置し、各事業の企画運営、参加者受付や事前調整、更にはキャンプ当日のプログラム指導から生活指導に至るまでを一貫して担当することとします。

【参考】平成28年度～令和2年度 スタッフ配置実績

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人数	3名	3名	3名	3名
経歴・スキル等	野外教育経験	野外教育経験	野外教育経験	教員経験
	施設職員経験	施設職員経験	教員経験	教員志望
	施設職員経験	教員経験	教員経験	自然観察

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(1) 自然体験活動事業の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進

当事業の専従職員については、施設内外での自然体験活動の指導経験や宿泊を伴う活動においての生活面の指導や支援はもちろんのこと、不登校児童・生徒との体験や感情の共有、支援に関する知識や理解、さらには保護者との交流や信頼関係の構築など、不登校対策自然体験活動に関する業務に強い意欲と熱意を持ってあたる者を配置します。

また、事業の特性上、リピーター参加者が多くいることから、過去の参加状況や現在の様子、保護者からのヒアリングなどを踏まえ、将来を見据えたアプローチなども行ってまいります。

このほか、専従職員は、他のふれあいの村職員同様、自然体験活動や救急法に関する研修等へ参加し、自然体験活動の運営に関する基礎指導力のボトムアップを図るとともに、県教育委員会などが実施する不登校関連の研修等にも参加し、不登校対策自然体験活動として専門的・先進的な取り組みができるよう努めます。

研修項目	内容
自然体験活動	自然体験活動全般の講習・講座への参加、キャンプ運営や参加者把握など指導力の向上に特化したファシリテーション研修への参加
安全管理	救急法、自然体験活動に特化したリスクマネジメント研修への参加
不登校関連	不登校問題・教育問題などに関する講座や研究会への参加
その他	接遇・接客に関する研修、広報やチラシ作りに関する研修

さらに、教育支援センター（適応指導教室）との連携事業や、県教育委員会が実施する会議や事業などにも積極的に参加し、関係機関や施設などと情報交換を行っていくとともに、不登校対策自然体験活動の周知や広報活動にも精力的に取り組んでまいります。

県教育委員会	県学校・フリースクール等連携会議・不登校相談会への出席 その他、各種会議への出席
教育支援センター	地区ごとに行われる教育支援センター（適応指導教室）の会議などへの参加